

近畿支部システム監査法制化研究会座長 田淵 隆明

昨年4月、国際会計基準委員会IASBと米国FASBの間の協議が再開され、米国会計基準のIFRSとの調整の動きが再開された(我が国では両者の反目ばかりが報道される傾向にあるが、会合が中断していたのは、欧州経済危機を受けてIASB側が新基準作りに迫られていた為である)。

こうした中で、IASBの機能強化・体制強化の必要性が認識され、2013年4月に「会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)」という下部組織が設立された。このメンバーは以下のとおりであり、我が国のASBJ(企業会計基準委員会)も参画している。これは国益上極めて重要なことである。

会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)

	大陸	組織名	国	G7	OECD	備考
1	アジア・オセアニア	企業会計基準委員会(ASBJ)	日本	○	○	
2		オーストラリア会計基準審議会	豪州		○	
3		中国会計基準委員会	中国		△	
4		アジア・オセアニア 基準設定主体グループ	(香港)		Observer	AOSSG、香港公認会計士協会が代表
5	アフリカ	南アフリカ財務報告基準評議会	南アフリカ		△	
6	欧州	欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	EU	Observer	Observer	
7		ドイツ会計基準委員会	ドイツ	○	○	
8		英国財務報告評議会	英国	○	○	
9		スペイン会計監査協会	スペイン		○	
10	米州	米国財務会計基準審議会 (FASB)	米国	○	○	
11		カナダ会計基準審議会	カナダ	○	○	
12		ラテンアメリカ基準設定主体 グループ(GLASS)	(ブラジル)		△	ブラジル会計基準委員会が代表

我が国では、2011年の自見金融庁長官の「IFRS先送り」発言などに象徴されるように前政権ではIFRSには否定的な見解が多く、経団連もIFRSには消極的であった。ただ、昨年末の政権交代により、事態は一変し、**現政権与党内で積極的にIFRSに反対する勢力はいなくなった。**

経団連を始めIFRSに反対する人々の反対理由をご存じだろうか？最も強くやり玉に挙げられているのが「(1)研究開発費の資産計上」と「(2)収益認識における検収基準」と「(3)CF計算書の直接法化」である。

(1)についてであるが、「研究開発費」は、2005年度までは繰延資産として計上できたが、2006年の「財務諸表等規則」・「連結財務諸表等規則」の大改正では**「IFRSへのコンバージェンス」に逆行して研究開発費は一律費用処理されることになってしまった。**G7諸国の例を見ると、IFRSを(部分的除外はあるものの)採用している英・仏・独・伊は勿論のこと、米・加においても資産計上が可能である。更に、新興国の中・韓においても資産計上が可能である。**2006年以降、この「悪法」の為、**

我が国の製造業は「研究開発をすればするほど赤字になる」という奇妙な事態が発生している。2006年以降、国産の抗がん剤の新規開発が皆無であることはこのことと無縁ではないと思われる。この「悪法」が無ければ、E社やS社の苦境は無かった筈である。IFRS アドプションとは無関係に、この「悪法」は即刻改正すべきである。しかもこの規定は「法律」ではなく、「内閣府令」でもなく、ASBJの会計基準である。昨年、数次に亘り国会議員に申し上げたが、衆参の財政金融委員会にASBJのトップを参考人として招致し、改正を要求するなどの方法により解決できる問題である。

(2)と(3)についてであるが、これはIFRSが大陸法をベースにしていることに起因している。我が国では商業簿記は英米法、工業簿記は大陸法を採用している。英米法では購入時に「仕入/買掛金」、出荷または着荷時に「売掛金/売上」の仕訳を起す。大陸法では購入時に「商品/買掛金」、出荷時に「売上原価/商品」、着荷時に「売掛金/売上」の仕訳を起す。つまり、英米法では購入時に費用が認識されるのに対し、大陸法では出荷時に費用が認識される。このため、大陸法では「収益」の認識は出荷基準とはなり得ない。

また、大陸法では「発生主義ベース」と「現金ベース」の損益の間のタイムラグが大きい。そのため、CF計算書のPLからの独立性が求められる。これがIFRSにおいて(PLからの独立性の高い)直接法が求められる根本的要因であると考えられる。なお、直接法の連結CFを作成する為には、個社の「売上原価」・「製造原価」の内訳を連結側に取り込む必要があるが、この機能を有する連結会計システムは極一部に限られている。これはシステム監査上、大いに留意すべき点である。

1. IFRSと並んで、システム監査上の大きなテーマが、「課税売上割合 95%ルール」の廃止に伴う損税対策と、「消費税の複数税率化」対応(本年中に軽減税率対象決定の見込み)である。G7で「均一税率で 7%以上の国」は皆無であり、食料品は英国・カナダでは非課税である。「給付付き控除」の実績はカナダ・シンガポールのみであり、両国とも複数税率併用である。
2. 昨年、「システム監査技術者試験」のシラバスが改定されたが、この件に対するSAAJとしての対応が遅れているようである。このことを放置すると、「公認システム監査人」制度の正統性・信頼性に疑問符が付く事態も懸念されるため、早急なる対応を行うことが必要不可欠である。

<<Reference>>

1. 「弱者に優しい消費税」 田淵隆明
<http://www.youtube.com/watch?v=nMjzVckxK6c>
2. SAP ジャパン・エキスパートコラム 田淵隆明
<http://www.sap.com/japan/campaigns/2010/ifrs/expert.epx>
3. 衆議院「税と社会保障の特別委員会公聴会」(2012.06.13) 田淵隆明
<http://www.youtube.com/watch?v=2ebWyoqk-EY>